

## 財産管理の仕事

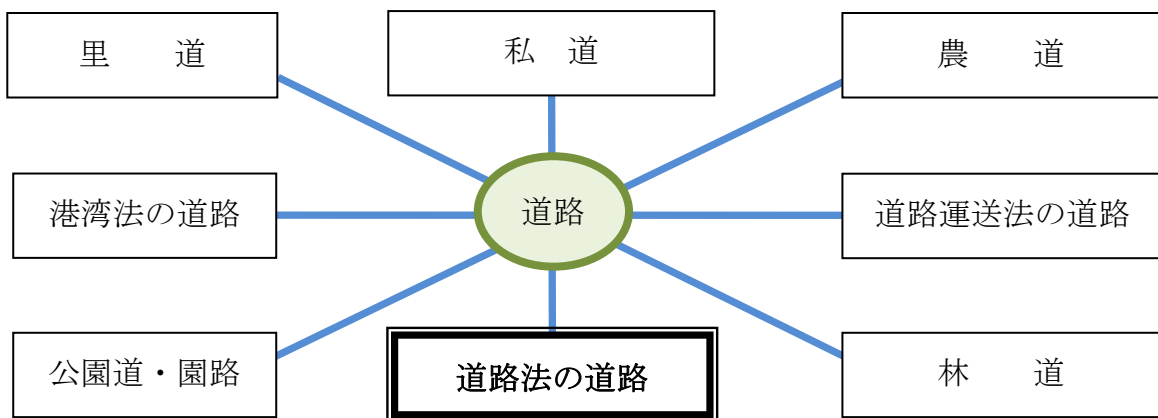
財産管理係では市道・水路・畦畔などについての財産的な管理をしています。具体的には皆さんがお持ちの土地と市道・水路・畦畔の境界確認，道路に関する証明の発行，市道・水路・畦畔の売払いや付替交換，私道の寄附や新しい土地を市道として管理するための道路法に基づく手続きなどを行っています。

### ●道路法の「道路」とは

道路法の道路とは、「一般に交通の用に供する道」で次に挙げるものを言います。

- ①高速自動車国道：中央自動車道など
- ②一般国道：甲州街道など
- ③都道府県道：旧甲州街道，三鷹通り，武蔵境通りなど
- ④市町村道：品川通り，桜堤通り（一部）など

そのほかにも一般的に道路と言われるものは，以下のようなものが挙げられます。その中で道路管理課は，主に市内の「道路法の道路」について管理しております。



#### <豆知識> 畦畔とは

畦畔とは田や畑に土を盛り，水漏れの防止や田畑を区切る目印，また田畑の中を通行するための通路として使用する土地のことです。  
(現在その機能を失い，現地で確認できないものもあります。)



## ● 市道の用語説明

### (1) 路線認定番号について

市道にはそれぞれ路線認定番号というものがあります。市内の幹線道路には「主要市道△△号線」、それ以外には市内を東西南北に分けて「市道東〇〇号線」「市道北〇ー1号線」といった様に、それぞれに番号がついています。

市道の路線認定番号はホームページでも確認できます。

#### <確認方法>

調布市ホームページ → まちづくり環境 → 道路 → 道路等の財産管理  
→ 調布市道路線認定図

#### <検索方法>

調布市ホームページから「調布市道路線認定図」で検索してください。

※データは平成26年3月31日現在のものです。

### ◆◆ こんなときはどうすれば??? ◆◆

「路線認定番号の最新データを知りたい！」

「ホームページでは分からなかった・・・」

⇒このような時には、道路管理課の窓口で  
ご確認ください。また、路線認定番号に  
ついては電話でもお答えしております。



※一部を拡大しています。

### <豆知識> 水路とは

水路とは、雨・風などの自然の働きや地域の住民の手によって作られた、雨水や農業用水を流すための路のことです。

(現在その機能を失い、現地で確認できないものもあります。)



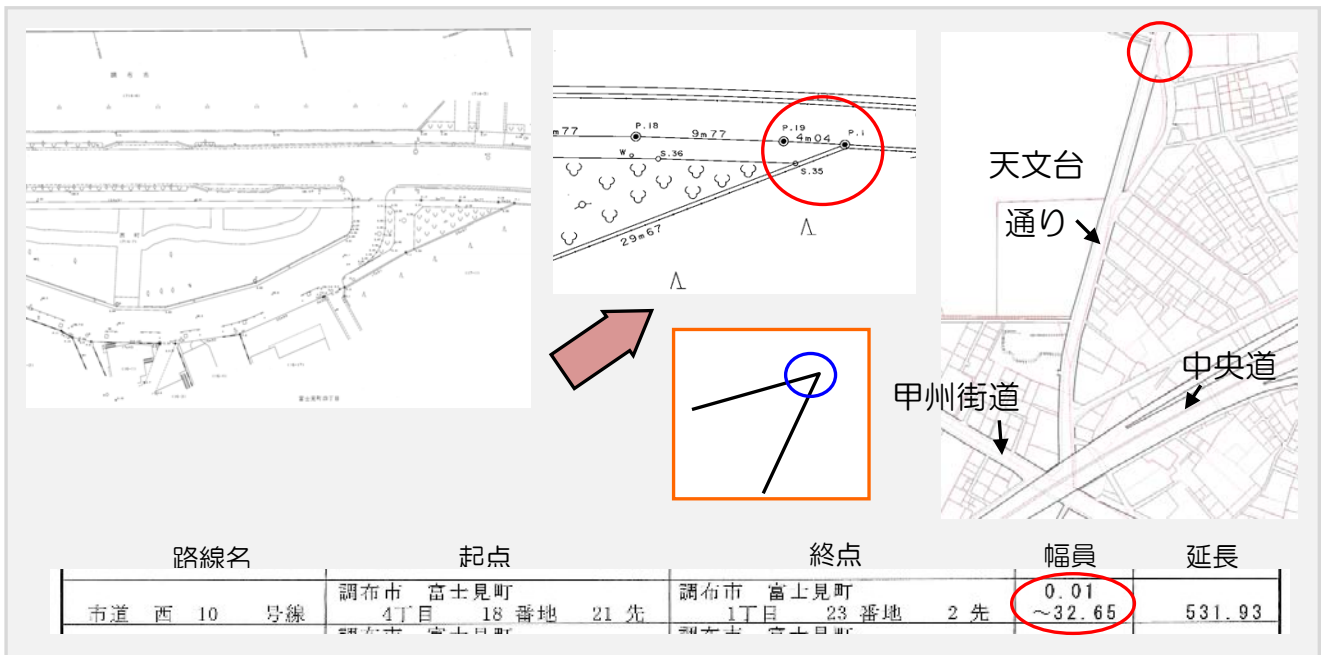
(2) 認定幅員について

認定幅員とは道路法で定める手続きを経て、市道として認められた道路幅のことです。

**なお、市道の認定幅員につきましては、同一路線でも場所によって認定幅員が異なることがありますので、お電話などでのお問い合わせにはお答えしていません。**

お手数ですが、窓口までお越しいただきますようお願いします。

市道には起点と終点が決まっており、延長の長い路線も短い路線も存在します。また、同一路線の中でも幅員の広い箇所もあれば、狭い箇所もあります。下図をご覧ください。



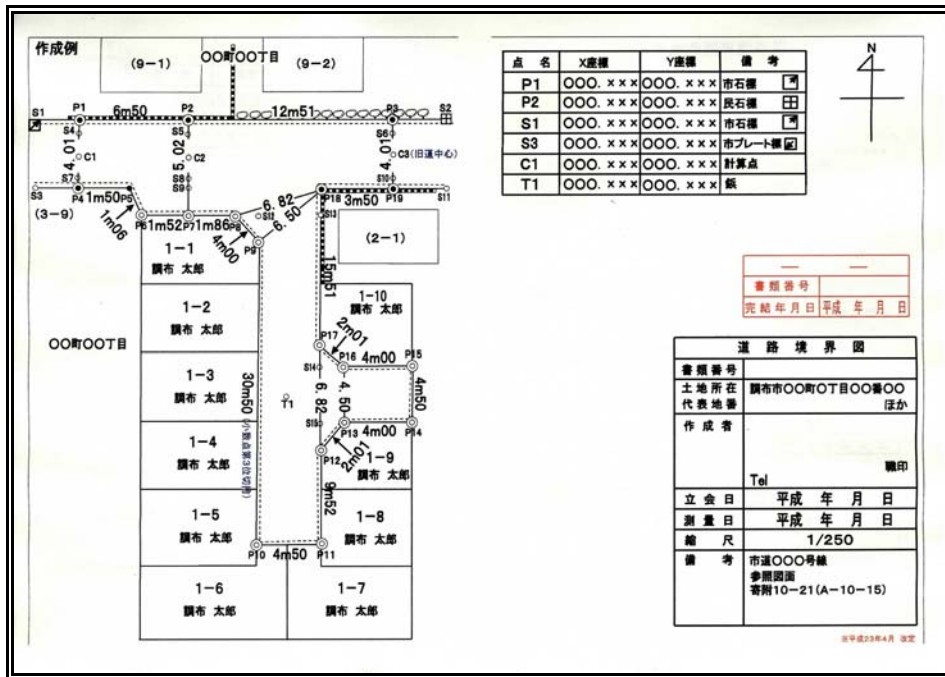
この市道西10号線の認定幅員は最大32m以上もありますが、最少はわずか0.01mしかありません。この部分は、V字を道路の端とすると、起点(or終点)は2本の線が交わる部分(丸で囲んだところ)になります。ここはあくまでも、点であり幅はありません。よって、このような道路の起点(or終点)は幅員0.01mとなります。

ちなみに、他の自治体では0.00mから設定しているところもあるそうです。

(3) 道路境界図について

次の図は現在、市で作成している道路境界図の例図です。境界確定後に道路境界図を作成します。(作成時期が古い図面は、この形式ではないものもあります。)

コピーをご希望の場合は、窓口備え付けのコインコピー機をご利用ください。



#### (4) 財産管理に関する証明の発行について

道路区域証明<sup>どうろくいきしょうめい</sup>及び土地境界証明<sup>とちきょうかいしょうめい</sup>につきましては、境界図があり、なおかつ境界図寸法<sup>きょうかいずんぽう</sup>と現況実測<sup>げんきょうじつそく</sup>が等しい場合に発行できるものですので、事前に窓口で当該地の図面があるかどうかをご確認ください。

幅員証明<sup>ふくいんしょうめい</sup>とは、市道の幅員<sup>しどう ふくいん</sup>を証明するものです（境界図がなくとも発行可能です）。窓口<sup>まぐら</sup>に申請書<sup>しんせいしょ</sup>がありますのでご記入のうえ、提出してください。

申請の際は、必要部数<sup>ひつようぶすう</sup>＋1部<sup>いちぶ</sup>ご提出<sup>ていしゅつ</sup>ください（原本1部は市役所の控えとして保管します）。いずれの証明も手数料が1通につき200円かかります。

（申請から発行までの日数は約1週間程度です。）

#### <豆知識> 公図<sup>こうず</sup>とは

公図<sup>こうず</sup>とは、旧土地台帳法<sup>きゅうちだいちやうほう</sup>施行細則第2条第1項の規定に基づき、法務局等に保管されている地図<sup>ちず</sup>のことです。公図には、ある地域の土地の区画<sup>くわく</sup>と地番<sup>ちばん</sup>（土地ごとに登記所<sup>とうきしょ</sup>がつける番号で、一般的な住所とは別のもの）が表記されています。

公図上の土地には、基本的には地番<sup>ちばん</sup>が付されていますが、公図が作られた明治時代から道路<sup>みち</sup>や水路<sup>すいりやう</sup>であった土地などには地番<sup>ちばん</sup>が付されていません。また、当時は測量技術<sup>りやうりやうぎじゆつ</sup>が未発達で、実際の土地の形・大きさなどを正確に表せていない箇所もあり、土地の大まかな形や大きさ、それぞれの土地の配置<sup>ちばん</sup>、地番等<sup>ちばんらう</sup>についての参考となるものとされています。

公図については、法務局で確認してください。

## ● 道路等財産の管理

### (1) 境界確認について

皆さまがお持ちの土地を相続<sup>そうぞく</sup>、売却する際や、家を建て替えたり、新たに塀や垣根を造る際に、市道<sup>しどう</sup>・水路<sup>すいろ</sup>・畦畔<sup>けいはん</sup>との境が不明確であると、隣近所とのトラブルに発展する恐れがあります。そのため、財産管理係では、市道<sup>しどう</sup>や水路<sup>すいろ</sup>などの管理者として、境界確認の仕事を行っています。

皆さまがお持ちの土地と市道<sup>しどう</sup>・水路<sup>すいろ</sup>・畦畔<sup>けいはん</sup>などの境界確認<sup>きょうかいかくにん</sup>の申請方法・手続きの流れを説明します。

土地境界確認申出書提出

境界が確定済みかどうか、窓口でご確認ください。境界が未確定<sup>みかくてい</sup>などの場合には土地境界確認申出書の提出が必要となる場合があります。申出書は窓口でお渡しします。

調査、打ち合わせ

現場周辺の状況や、土地の登記事項証明書<sup>とうきじこうしょうめいしょ</sup>・公函<sup>こうず</sup>・地積測量図<sup>ちせきそくりょうず</sup>・周辺の道路境界図などの資料を調査し、実務取扱者<sup>じつむとりあつかいしゃ</sup>の方と打ち合わせを行います。その後、立会い日時を決定します。関係者の皆さんには、**はがきで立会通知を送付します。**

立 会 い

立会いとは、現地において市と申請者・関係者の皆さんで、境界について対等の立場で協議し、確認をすることです。

道路境界図作成

境界について、関係者全員の合意が得られたら、道路境界図を作成します。また、決まった境界がわかるように、現地に境界標<sup>きょうかいひょう</sup>を埋設<sup>まいせつ</sup>します。

境界確定通知書交付

立会いをしていただいた皆さんに**境界確定通知書**を交付します。



## <豆知識> 尺貫法とメートル法

公道の認定幅員には頻繁に登場する数字がいくつかあり、その代表例としては、2.73mや3.64mなどが挙げられます。この半端な数字を見て「ぴったりの数字の方が分かりやすいのでは？」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、この半端な数字の理由には「尺貫法」が大きく関わっています。

尺貫法とは、昭和40年頃まで用いられていた、ものの長さや重さを表す方法です。尺貫法では「尺」と「間」などを長さの単位とし、1尺がおよそ0.3mとなり、6尺で1間となります。詳しくは下表をご参照ください。つまり、表に書いてあるような認定幅員の道路は尺貫法時代に造られた道路の名残りというわけです。

### 尺貫法とメートル法の比較

尺貫法		メートル法	認定幅員 (メートル)
尺	間		
1尺		0.303m	
2尺		0.606m	
3尺		0.909m	0.91m
4尺		1.212m	1.21m
6尺	1間	1.818m	1.82m
9尺	1間半	2.727m	2.73m
12尺	2間	3.636m	3.64m

## <豆知識> 赤道と青道

道路を「赤道」・水路を「青道」と呼ぶことがよくあります。もちろん、現地が実際に赤や青の色に塗られている訳ではありません。

現在の様に情報技術が発達していない時代、土地の管理は地図(公図)で行われていました。そして、どこが道路か水路か分かりやすくするため、赤や青で地図を塗りつぶすことによって区別していたのです。

つまり、赤道や青道とは当時使われていた通称の名残りというわけです。

(2) 境界標<sup>きょうかいひょう</sup>について

市の主な境界標<sup>きょうかいひょう</sup>は下記のとおりです。矢印などは赤く着色されています。境界標<sup>きょうかいひょう</sup>は財産を管理するうえで非常に重要なものです。境界標<sup>きょうかいひょう</sup>を損壊<sup>そんかい</sup>、移動<sup>じょぎょ</sup>、除去などにより土地の境界を認識できないようにした方は、刑法上罰せられる場合があります。

なお、工事などを行う際には、境界標<sup>きょうかいひょう</sup>を動かしたり、破損<sup>はそん</sup>しないようご注意ください。工事に支障がある場合は財産管理係にご相談ください。誤って境界標<sup>きょうかいひょう</sup>を動かしたり、破損<sup>はそん</sup>した場合は速やかに財産管理係までご連絡ください。



市石(金属キャップ 矢印)



市石(金属キャップ 十字)



市石(コンクリート杭 十字)



市石(コンクリート杭 矢印)



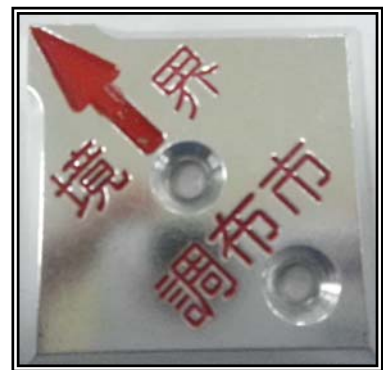
市石(コンクリート杭 矢印)



市鋳



市金属プレート標①



市金属プレート標②

## ● 財産の移転に関する手続きについて

### (1) 売払い・付替交換・私道寄附について

希望の箇所を窓口にてご相談ください。相談カードに相談内容をご記入のうえ、提出してください。職員が調査のうえ、売払いの可否について回答いたします。

(提出時は、案内図(地図)・公図・現地写真・実測図などを添付してください。)

相談箇所によっては、境界確認が必要な場合または市議会の承認を得なければならない場合などがあります。そのようなときは、売払いまでの期間を要するため、皆さまの計画にも影響をきたす恐れがあります。早めにご相談ください。

「売払い」とは・・・市道や水路等について、通行機能や流水機能等を損失し、将来にわたり回復する見込みのないものについて、購入を希望される隣接地権者に売却することを言います。

「付替交換」とは・・・市道等について、機能の回復する見込みのないものについて、購入を希望される隣接地権者の土地の一部と官有地を交換することを言います。

「私道寄附」とは・・・現況道路の用に供する土地(道路敷地)について、管理上可能と認められる道路敷地であり、いくつかの要件に該当するものについて寄附していただき、市道として管理します。

### <豆知識> 登記所

不動産登記制度を運用する国家機関(官庁)は、不動産登記法によって、「不動産の所在地を管轄する法務局または地方法務局、もしくはその支局・出張所」と定められており、通称「登記所」と呼ばれています。登記所という名称の官署が存在するわけではありません。

登記所とは単独の登記官(登記に関する事務を処理する権限をもっている法務局に勤務する法務事務官のこと)により構成される独立の官庁で、管轄地域の不動産に関する登記事務を取り扱っています。



(2) 道路の新規路線認定・区域決定（区域変更）・供用開始・道路の廃止について

1) 道路の新規路線認定の流れ

しぎかいぎけつ  
市議会の議決



くいきけつてい くいきへんこう  
区域決定（区域変更）



きょうようかいし  
供用開始

あらかじめ市議会（定例会：年4回【3・6・9・12月】）の議決を得て、道路の位置や路線名を決定し、その旨の告示を行います。

その後認定した路線の道路の区域を決定します。具体的に道路を構成する敷地の幅・延長・道路の線形などを決定し、道路法の適用範囲をはっきりさせます。（区域決定）

区域変更とは既存の道路について一部の道路区域を変更するものです。（区域変更）

区域決定・区域変更した場合は、その旨を告示します。

市が道路敷地の権原（所有権・使用权など）を取得し、現地の工事などが完了して、一般の皆さんが通行しても差し支えない状態になりましたら、供用の開始を決定し、その旨を告示します。

2) 道路の廃止について

道路としての機能が廃滅している（一般交通の用に供していない）場合などに、市議会にて廃止の議決を経て既存の道路を廃止することがあります。廃止した場合はその旨を市役所前の掲示板にて告示します。

● **地籍調査事業**について

(1) **地籍調査**とは

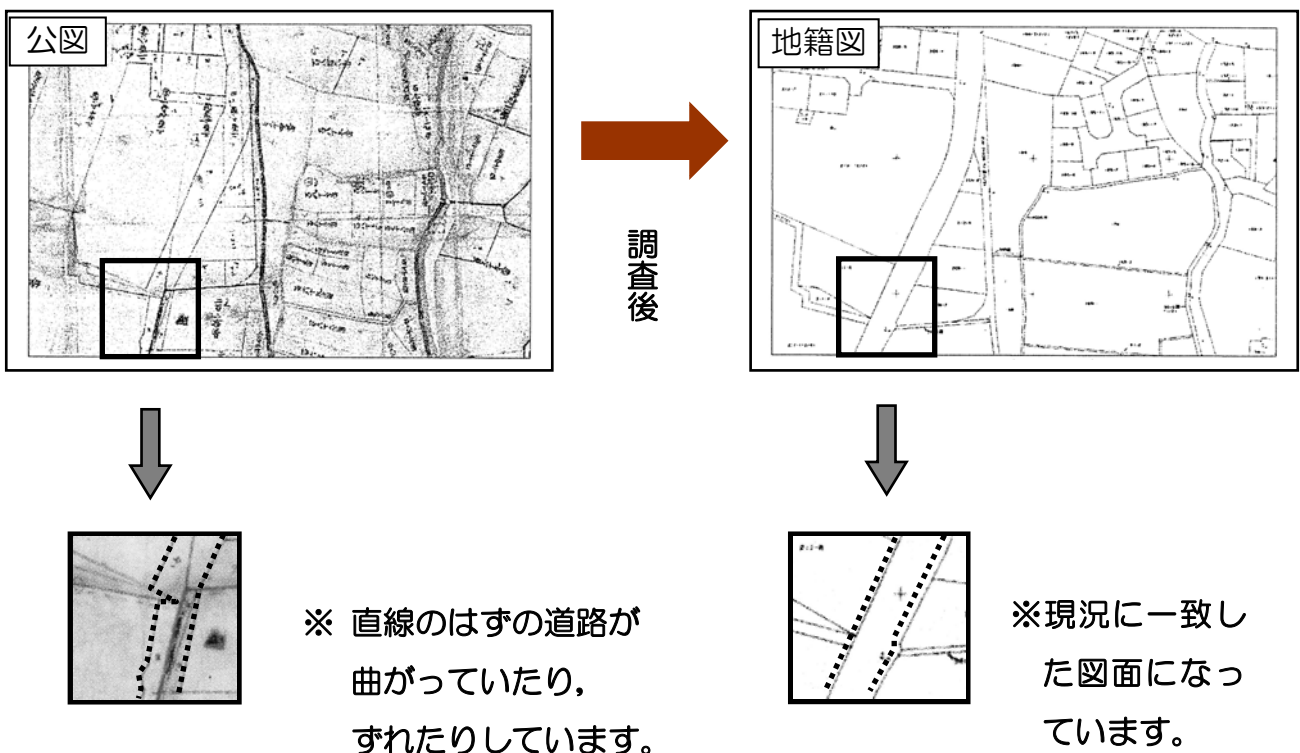
国土調査の一つとして、主に市町村が主体となって一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊（帳面や本としてとじたもの）とするものです。

「地籍図」が不動産登記法第14条の地図として法務局に備え付けられるとともに「地籍簿」により登記簿が書き改められることから、不動産登記の精度が高まります。一筆とは土地を人為的に分けた区画のことで、土地取引の単位となっています。

(2) **地籍調査の必要性**

現在、登記所にある公図の多くは、「明治時代に、その当時の測量技術によって作られた図面」をもとにしています。そのため土地の境界や面積が実際の形状や大きさと合致しないことがあります。また、地積測量図もその作成された時の測量技術によって作られているため、精度にばらつきがあり、隣り合う土地の図面があわないこともあります。

このようなことから土地の境界や面積などを正確に把握するために地籍調査を行う必要があるのです。



### (3) 地籍調査のメリット

地籍調査を実施することにより、以下のようなメリットがあります。

#### 1) 正しい境界、面積で土地を管理

定められた手順により地球上の経緯度と結びつけられた測量成果が得られ、土地を正しい面積、境界で管理することができます。

#### 2) 災害復旧に役立つ

地震などの大規模災害の発生により地形が大きく変わっても、技術的には元の境界位置を正確に再現することができ、道路やライフラインの復旧が迅速に行えます。

#### 3) 街づくりなどの事業の効率化

土地に関する資料が正確なので、街づくり事業などの調整がスムーズに進み、効率化が図れます。

#### 4) 土地の境界トラブルを防止

正確な図面が作成でき、公の機関（登記所）に登録するため、土地境界のトラブルを未然に防止できます。

#### 5) 土地取引の円滑化

実際の土地の面積と登記事項証明書（登記簿）の面積に差違がなくなり、土地の売買が円滑に進められます。

### <豆知識> 国土調査とは

国土調査法(昭和26年法律第180号)、国土調査促進特別措置法(昭和37年法律第143号)等に基づき実施されているものです。国土の実態を科学的かつ総合的に調査することにより、国土の開発、保全、利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図ることを目的としています。

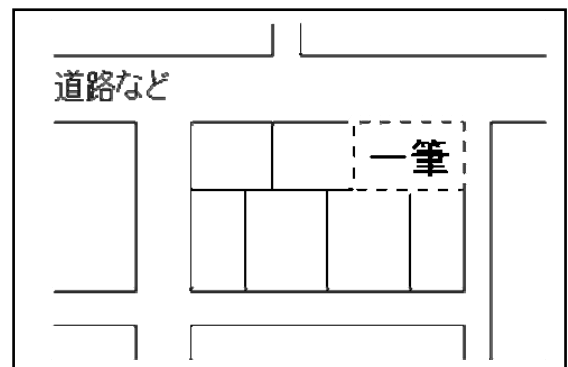
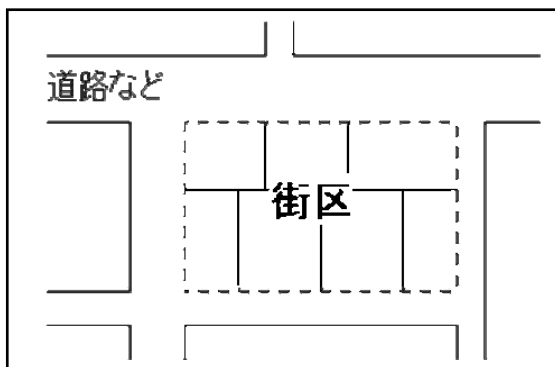
● **地籍調査事業の進め方**

(1) **官民境界等先行調査（街区調査）と一筆地調査**

道路（国道，都道，市道などの公道）や水路などの長狭物（官有地）で囲まれた範囲を街区と言います。街区ごとに外周を確認する調査を官民境界等先行調査（以下，街区調査）と言います。

一筆地調査とはこの街区を更に筆ごとに確認する調査です。調布市では，まず街区調査を行い，一筆地調査は将来的に行うこととしています。

（※ 現在，一筆地調査は行っておりません。）



<豆知識> **地籍調査事業**

地籍調査は，昭和26年から行われており，その開始から半世紀以上が過ぎています。しかしながら，平成25年度末時点における全国の進捗率は，50%程度と低位です。特に，都市部(DID:人口集中地区)及び山村部(林地)において，地籍調査が進んでいません。

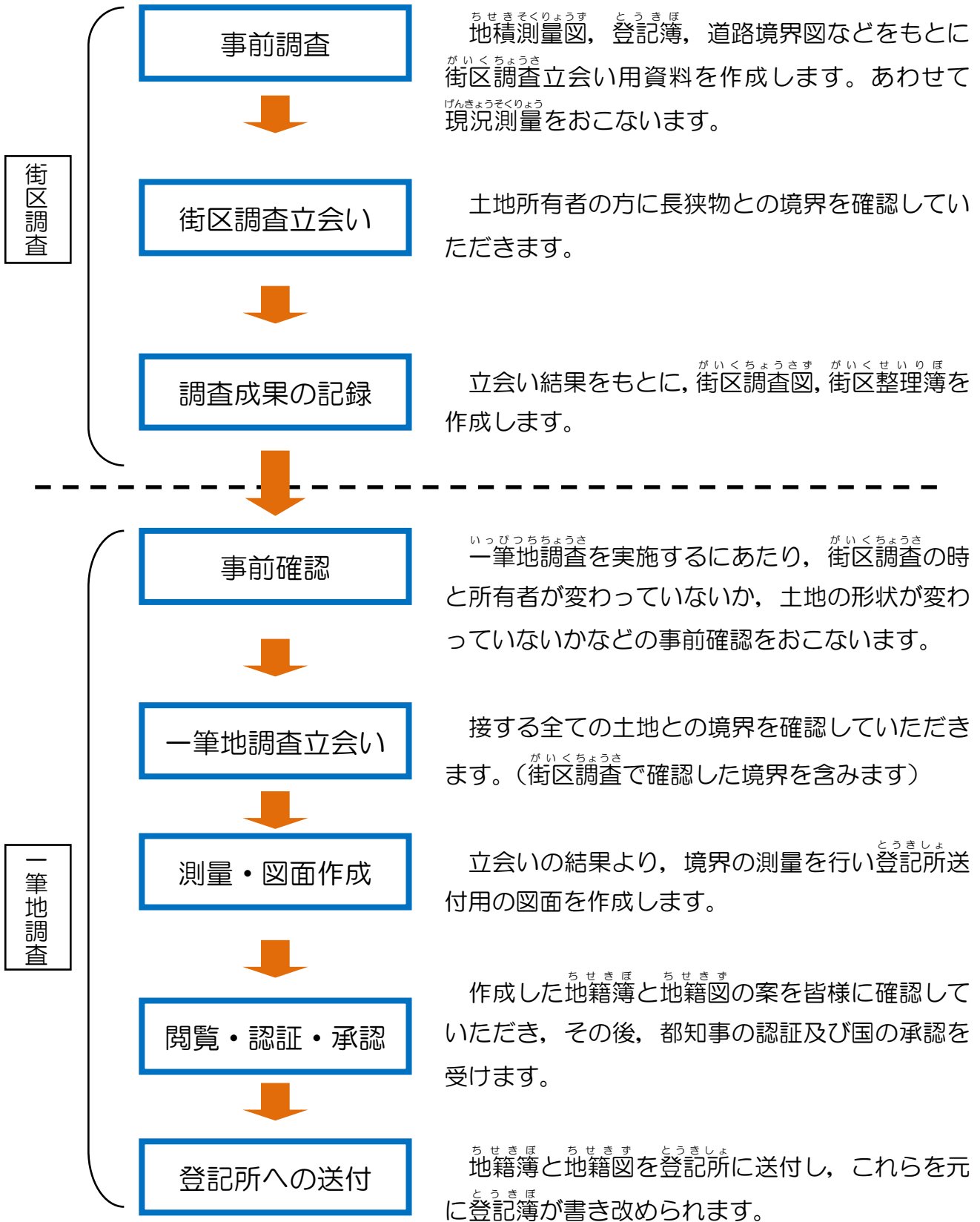
このため，国は，国土調査の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため，「第6次国土調査事業十箇年計画」を閣議決定し，「向こう十箇年間で人口集中地区における地籍調査実施面積の割合を21%から48%とする」目標を掲げました。

東京都でも，平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に，地籍調査を震災対策の一環として重点的に推進することとされています。



(2) 地籍調査の工程

街区調査と一筆地調査の工程は以下のとおりです。調布市では街区調査を行っています。



### (3) 今後について

調布市では平成19年度から事業に着手し、上石原一丁目、二丁目地区の<sup>がいくちょうさ</sup>街区調査が完了しました。平成26年度からは上石原三丁目の一部で<sup>がいくちょうさ</sup>街区調査を再開しました。

平成26年度は震災前に着手した箇所<sup>がいくちょうさたちあ</sup>の再調査を実施します。その後、調査した箇所<sup>がいくちょうさたちあ</sup>の街区調査立会い及び調査成果の記録を進めていきます。

## ● <sup>きじゅんてん</sup>基準点管理

### (1) <sup>きじゅんてん</sup>基準点とは

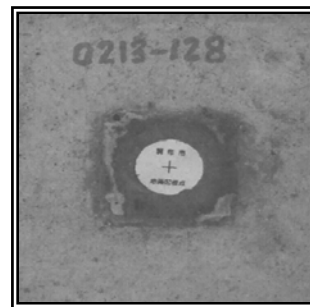
<sup>きじゅんてん</sup>基準点とは測量を行う際に基準となる標識です。調布市内全域の主に道路上に設置されています。<sup>きじゅんてん</sup>基準点の種類により埋設されているものが違います。主な<sup>きじゅんてん</sup>基準点は以下のとおりです。



街区多角点



3級基準点



図根点

### (2) <sup>きじゅんてん</sup>基準点の使用について

市内で測量を行う方は<sup>きじゅんてん</sup>基準点をご使用ください。<sup>きじゅんてん</sup>基準点のデータは道路管理課の窓口で公開しています。また、使用にあたっては調布市<sup>こうきょうきじゅんてんかんりほぜんようこう</sup>公共基準点管理保全要綱に基づく書類の提出が必要です。

**基準点の申請書類はホームページでダウンロードできます。**

<確認方法>

調布市ホームページ → まちづくり環境 → 道路 → 申請・手続き  
→ 公共基準点

<検索方法>

調布市ホームページから「基準点使用」で検索してください。

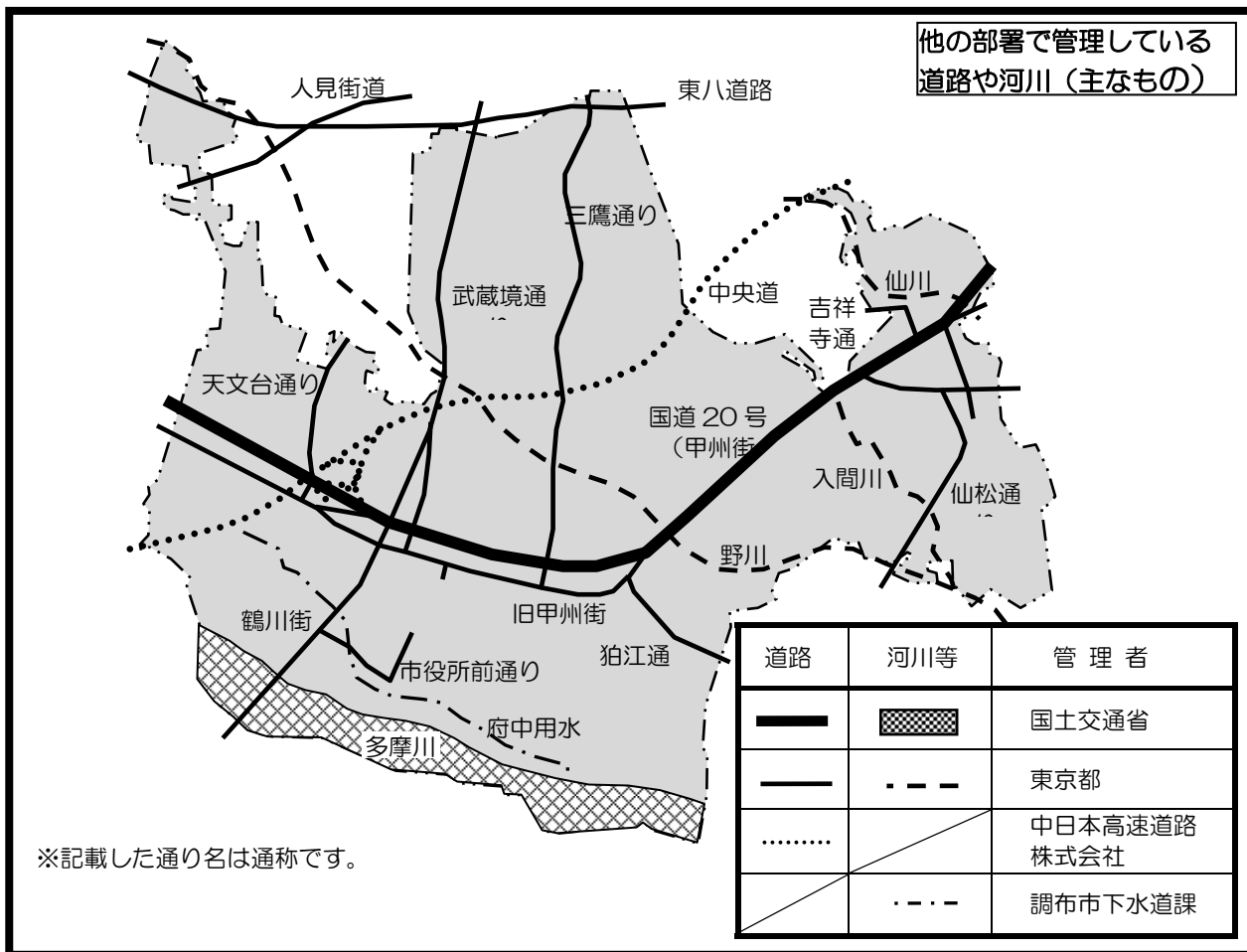
### (3) <sup>きじゅんてん</sup>基準点付近での工事について

<sup>きじゅんてん</sup>基準点付近で工事を行う方は、<sup>きじゅんてん</sup>基準点使用と同様に事前の申請が必要です。工事を行う場所や工事の内容がわかる資料をお持ちのうえ、窓口でご相談ください。

# 市の道路管理課以外で所管している仕事

## ● 他の部署などで管理している箇所

市内にある道路や河川のうち国や東京都、個人ほかで管理しているものがあります。そこに関することは全て、それぞれの管理部署で取り扱っています。詳細につきましてはそれぞれのお問い合わせ先までお願いします。



### (1) 他の部署などで管理している道路

#### 1) 国土交通省管理の道路（国道）

市内を東西に国道20号（甲州街道）が通っており、管理は国土交通省相武国道事務所が行っています。

[国土交通省 相武国道事務所：  
042-643-2001]



甲州街道（国道）

## 2) 東京都管理の道路（都道）

市内には武蔵境通り，狛江通り，旧甲州街道などがあります。管理は東京都北多摩南部建設事務所が行っています。

[東京都 北多摩南部建設事務所管理課  
道路管理係：042-330-1806]



## 3) 中日本高速道路株式会社管理の道路

市の中央部を東西に中央道が横断しています。西調布駅付近に調布インターチェンジがあります。管理は中日本高速道路株式会社が行っています。

[中日本高速道路株式会社 お客様センター：0120-922-229  
：052-223-0333(通話料有料)]



## 4) 私道，位置指定道路

私道は個人の土地所有者の方が管理しておりますので，市では詳細についてはわかりかねます。所有者をお探しの方は東京法務局（登記所）でお調べ下さい。調布市につきましては府中支局の管轄となります。

ただし，位置指定を受けている場合は建築指導課に図面があります。閲覧や新規登録，廃止をご希望の方は建築指導課の窓口にてご相談下さい。

また，私道の舗装や側溝などの補修については土地所有者の方で行っていただいておりますが，舗装の傷みが激しい場合は市で応急措置の補修をする場合もありますので，道路管理課維持保全係にご相談下さい。

[東京法務局 府中支局：042-335-4753]  
[調布市 建築指導課審査係：042-481-7515]  
[調布市 道路管理課維持保全係：042-481-7409]



## (2) 他の部署などで管理している河川など

### 1) 国土交通省管理の河川

市の南端を西から東に多摩川が流れています。  
管理は国土交通省で行っています。

ただし、武蔵野の路<sup>みち</sup>多摩川コース（名称：たま  
りバー50キロ）の管理は道路管理課維持保全係、  
野球などのグラウンドの貸出しはスポーツ振興課、  
グラウンドの整備及び自由広場の自然観察緑地の  
貸出しは緑と公園課で行っています。



[国土交通省 京浜河川事務所多摩出張所：042-377-7403]

[調布市 スポーツ振興課：042-481-7496, 7497, 7498]

[調布市 緑と公園課：042-481-7083]

### 2) 東京都管理の河川

市内には野川、仙川、入間川<sup>いりまがわ</sup>の3河川がありま  
す。野川は市内のほぼ中央を三鷹市境から狛江市  
境へ、仙川は市の東部を三鷹市境から世田谷区境  
へ、入間川は同じく市東部を三鷹市境から野川へ  
流れています。

野川の両側には武蔵野の路<sup>みち</sup>があり、その部分は  
道路管理課維持保全係で管理していますが、その  
他護岸部、水辺などは東京都で管理しています。



[東京都 北多摩南部建設事務所：042-330-1808]

### 3) 調布市下水道課管理の施設

市の南部を府中用水が府中市から多摩川まで流  
れています。管理は下水道課で行っています。た  
だし、支流の長瀬川<sup>ながとろがわ</sup>は道路管理課で管理してい  
ます。



[調布市 下水道課施設管理係：042-481-7230]

## ● **新設、拡幅道路の整備、計画に関すること**

新設道路や拡幅を伴う道路の整備は国や東京都、街づくり事業課で行っています。  
詳細についてはそれぞれのお問い合わせ先までお願いします。

### (1) **東京外かく環状道路（外環）、都市計画道路**

市内には東京外かく環状道路（外環）ほか幹線街路、区画街路などの都市計画道路があります。整備について、外環は国土交通省および中日本高速道路株式会社、その他の都市計画道路は東京都と街づくり事業課で行っています。

[国土交通省 東京外かく環状国道事務所：0120-34-1491]

[中日本高速道路株式会社 東京工事事務所：0120-01-6285]

[調布市 街づくり事業課整備係：

042-481-7415, 7417（調布市事業中箇所）]

[調布市 街づくり事業課事業計画係：042-481-7587（未着手箇所）]

[調布市 都市計画課都市計画係：042-481-7453（都市計画道路証明）]

[東京都 北多摩南部建設事務所工事第一課工務係：

042-330-1835（東京都事業中箇所）]

### (2) **生活道路整備事業**

「調布市生活道路網計画」に基づき、概ね幅員を6m～12mに整備する生活道路整備事業を街づくり事業課で行っています。事業中路線、計画路線などについては街づくり事業課にお問い合わせ下さい。

[調布市 街づくり事業課整備係：042-481-7415, 7417]

### (3) **狭あい道路拡幅整備事業**

4m未満の市道（建築基準法第42条2項の指定を受けている道路のうち、境界が確定している道路）について、建築などに伴いセットバックした部分の土地を市道用地として寄附もしくは無償貸与していただくと、市が道路整備をおこないます。詳細については街づくり事業課にお問い合わせ下さい。

[調布市 街づくり事業課整備係：042-481-7417]

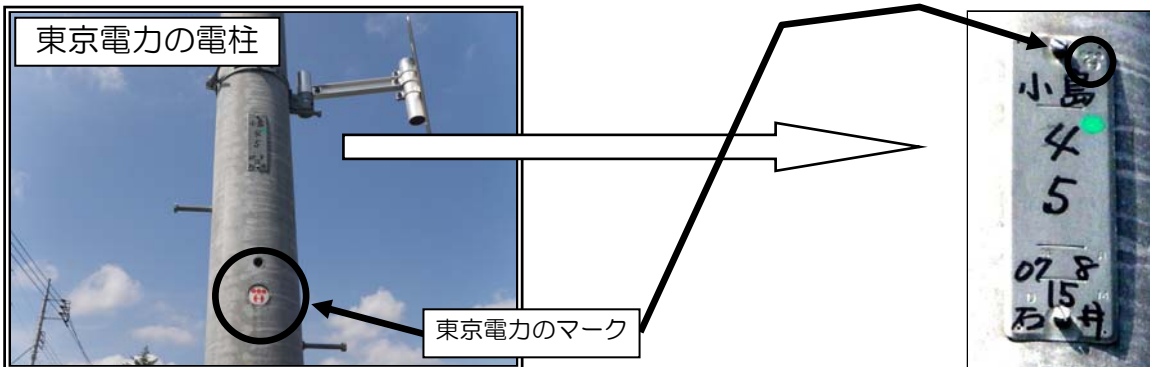
## ● その他

市道上にある電柱は道路管理課で<sup>しどう</sup>占用の許可をしたのち、各企業が設置しています。また、放置された自転車の撤去や<sup>せんよう</sup>建築基準法上の扱いについてはそれぞれ他の部署で行っています。詳細につきましてはそれぞれのお問い合わせ先までお願いします。

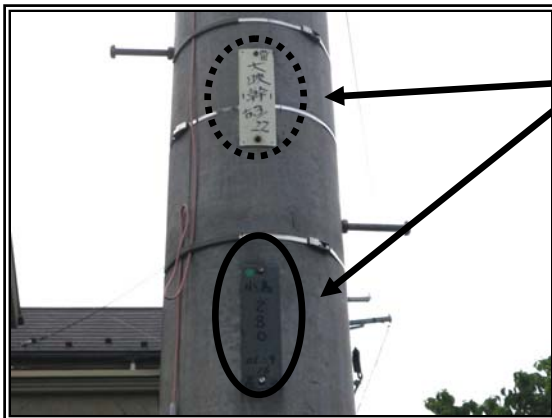
### (1) 道路管理課では扱っていないもの

#### 1) 電柱、電線など

道路上にある電柱や上空にある電線に関しては東京電力やNTTなどが管理しています。気になることがございましたらそれぞれ、各企業にお問い合わせ下さい。お問い合わせ先の目安としまして各電柱に写真のようなマークやプレートがついています。



※お問い合わせの際はこのプレートの番号「小島45」をお伝え下さい。



東京電力、NTTのプレートが2枚付いている場合は下にあるプレートの企業が電柱の管理者になります。

[東京電力株式会社：0120-995-662]

[東日本電信電話株式会社（NTT）：0120-116-000]

## 2) 放置自転車，駐輪場

道路上の放置自転車の撤去や駐輪場の管理については交通対策課で行っています。撤去された自転車のこと，駐輪場に関する事などは交通対策課までお問い合わせ下さい。

[調布市 交通対策課自転車対策係：042-481-7420]

## 3) けんちくきじゆんぽう建築基準法上の扱い

けんちくきじゆんぽう建築基準法上の扱い（42条2項，43条ただし書きなど）については建築指導課で所管しております。どの条項にあたるかは建築指導課に一覧図があります。お電話などでのお問い合わせはお答えしておりません。窓口にてご確認ください。

[調布市 建築指導課審査係：042-481-7515]



## 道に関する記念日

### (1) 道の日・・・8月10日

大正9（1920）年8月10日に日本で最初の道路整備に関する長期計画となる第1次道路改良計画がスタートしたことが由来です。

また、8月が「道路ふれあい月間」の期間中であることも理由の一つです。

平成26年度の「道路ふれあい月間」推進代表標語は

「 子や孫に つなげていきたい 道がある 」

に決定しました。

### (2) 測量の日・・・6月3日

「測量法」が昭和24（1949）年6月3日に制定されたことが由来です。

### (3) 川の日・・・7月7日

川の日が7月7日である理由は、以下の3点によるとされています。

- ・7月7日は七夕であり、織姫と彦星で有名な「天の川」の伝説を連想させるため。
- ・7月が河川愛護月間であるため。
- ・7月が水に親しみやすい季節であるため。

### (4) 橋の日・・・8月4日

ずばり、「は（8）し（4）」で橋の語呂合わせとなっていることが由来です。

### (5) 土木の日・・・11月18日

「土木」という漢字がそれぞれ「十一」と「十八」に分解できることが由来です。また、土木学会の前身である「工学会」が、明治12（1879）年11月18日に設立されたことも理由です。

ちなみに、10月8日は漢字の「木」が「十」と「八」に分解できることから、木の日となっています。

# 【索引】

## <あ>

青道	…38
赤道	…38
アサガオ	…4
足場	…3, 4
維持保全係	…15
位置指定道路	…48
一筆	…42
LED 街路灯	…18, 19
縁端拡幅	…27
沿道掘削	…6
大型車両	…6

## <か>

外環	…50
街区	…44, 45
外側線	…20
開発	…23
街路樹	…12
街路灯	…18
ガードレール	…19
カーブミラー	…19, 22
カラスの巣撤去	…13
仮復旧	…4
陥没	…15
管理係	…3
管理番号	…22
川の日	…53
基準点	…46
寄附	…40
狭あい道路拡幅整備事業	…50
境界確定通知書	…37
境界標	…39
供用開始	…41
金属プレート	…39
区域決定(変更)	…41
区画線	…20
車止め	…20

建築基準法	…50, 51, 52
交換(用地)	…40
甲州街道	…47
公図	…36
交通安全施設	…18
告示	…41
国道20号	…47

## <さ>

財産管理係	…33
市石	…39
事前協議	…23
自発光式道路鋸	…21
自費工事	…24
市鋸	…39
尺貫法	…38
上空占用	…3
植樹	…13
除草	…12, 17
新規路線認定	…41
生活道路整備	…50
清掃(桟)	…17
剪定	…12
占用	…3
測量の日	…53

## <た>

耐震補強(橋りょう)	…27
立会い	…4, 37, 45
長寿命化修繕計画	…27, 30
多摩川	…49
段差解消ブロック	…14
単柱	…20
地籍調査事業	…44
中央道	…48
電線, 電柱	…51
登記所	…40
道路境界図	…35

道路区域証明	…36
道路調整会議	…11
道路反射鏡	…19
都市計画道路	…50
土地境界確認申出書	…37
土地境界証明	…36
土木の日	…53

ラバーポール	…20
路線認定番号	…34

### <わ>

私道	…40
----	-----

### <な>

野川	…49
----	-----

### <は>

廃止	…41
橋の日	…53
伐採	…13
人と環境にやさしい道路	…25
幅員	…35, 36
幅員証明	…35, 36
府中用水	…49
復旧	…4
不法投棄物回収	…17
ふれあいのみちづくり事業	…7
防護柵	…19
放置自転車	…52
補修（舗装）	…15, 16
舗装構造	…4, 5
舗装剥がれ	…15
本復旧	…4

### <ま>

水溜まり	…16
道の日	…53
武蔵境通り	…48
武蔵野の路	…1, 11

### <や>

横変位拘束構造	…28
---------	-----

### <ら>

落橋防止構造	…29
--------	-----

# みち 道

(発行日)

平成22年8月10日 第1版

平成23年8月10日 第2版

平成26年8月10日 第3版

(発行)

調布市

(編集)

都市整備部 道路管理課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

(TEL)

042-481-7725

(FAX)

042-481-6800

(E-mail)

douro@w2.city.chofu.tokyo.jp

(印刷)

庁内印刷

登録番号

(刊行物番号)

2014-65

※ 本文中のデータにつきましては平成26年7月31日現在のものです。